

令和2年第6回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1, 招集日時 令和2年6月23日（火） 午後2時00分開議
- 2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3, 議事録署名人 梅 里 節 子
- 4, 出 席 者 教育長
 教育委員 4 名
 事務局 11 名
- 5, 傍聴人 なし
- 6, 提出された議題（議事） 以下のとおり
- 7, 会議の概要
 - (1) 開会
 今泉教育長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
 今泉教育長 梅里委員を指名する。
 - (3) 教育長の報告
 今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。
 - (4) 議事
 今泉教育長 それでは、議事に入ります。はじめに、「議案第30号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」事務局より説明を求めます。

 事務局 「議案第30号 笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。本案は、新型コロナウイルス感染症対策による休校措置に伴い、不足した授業日を補うため規定の休業日等について所要の改正を行うものでございます。6ページの方をお開きいただきたいと思います。今回の改正は、附則に次の2項を加えるものでございます。まず1点目は、令和2年度における学期の特例として、3学期を2学期とし、前期を4月1日から10月31日まで後期を11月1日から3月31日までとするものでございます。2点目は、令

和 2 年度における休業日の特例として創立記念日及び、県民の日を休業日とし、夏季休業日は 8 月 8 日から 8 月 23 日までとするものでございます。なお附則でこの規則は、公布の日から施行するものでございます。説明は以上になります。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

戸田委員 夏休みを減らすことについて、これは授業数が足りないのを、それを補うために、その分夏休みを減らすということでしょうか。

事務局 今回の長期休校におきまして、4 月 10 日から 5 月 24 日までの間で、授業日数が 27 日不足しているんです。そういったことで今回夏休みを短縮しまして、18 日分をそこでまずカバーするのに加え、県民の日、創立記念日で 2 日分になるかと思います。あと、2 学期制の導入とか、あるいは市の陸上大会、各種行事などの中止で、授業日数が十分確保できるのかなというようなことで考えてございます。

戸田委員 わかりました。授業数が足りなくてやるということですよ。行事を例年どおりやろうと思ったら、この日数を出さないといけないって、思っているのか。それとも行事、例えば体育祭とかそういう準備期間を縮小した上で、夏休みはこれだけ減らさないといけないというふうになっているのか。夏休みを減らすというのは簡単なことではないと思いますので。その分例年どおり学校行事をやって、夏休みを減らすのではなくて、行事の準備とかそういうところを減らして、それでも足りないから夏休みをこれだけ減らすというふうにしないといけないと思うのですが、その辺を配慮していただいているのであれば、大丈夫です。

事務局 基本的に、やはり子供たちの楽しみにしている行事については、なるべく実施する方向で、ただその実施する場合には、今回感染症対策を十分とった上で実施していくというようなことで、例えば体育祭についても、今までどおり練習というよりも、中身を工夫していきますので、練習の量は少なくなるのかなというふうには感じてございます。ですから、完璧に中止ということではなくて、なるべく実施するけども、やり方は工夫して実施していくというようなことで、ある程度の授業日数が少なくなるというのは当然見込んでございます。

戸田委員 分かりました。そういう行事の見直す機会になればいいなと思った

ので。ありがとうございます。

今泉教育長 その他、ご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議
ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第30号 笠間市立学校管理規則の一部を改
正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第31号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改
正する規則について」事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第31号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正
する規則について」ご説明いたします。本案につきましては、夏季休
業日の変更に伴いまして、8月に学校給食の提供を行うことから、所
要の改正を行うものでございます。10ページをお開きください。笠
間市学校給食取扱規則第2条、給食費の額第2項でございますが、現
行においては、「8月分の給食費は徴収しない」とされており、改正案
におきまして、「給食の提供がない月分の給食費は徴収しない」に改め、
同条第3項では、「現行転出者等給食を受ける」とされているものを「転
出者等を給食の提供を受ける」に改めるものでございます。その他の
第3条見出し中「学校給食」と本文中にはあります「学校給食費」は、
いずれも、「給食費」に改め、第6条本文中では「給食を受ける」を「給
食の提供を受ける」に「祝祭日」を「祝日」に改めるなど、文言の整
理を行うものでございます。この規則は公布の日から施行するもので
ございます。説明は以上です。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市学校給食費取扱規
則の一部を改正する規則について」は、別紙のとおり上程されていま
す。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議
ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第31号 笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第32号 笠間市スポーツ推進審議会委員の任命について」事務局より説明を求めます。

事務局 「議案第32号 笠間市スポーツ推進審議会委員の任命について」ご説明いたします。提案理由でございますが、本案は、委員の任期満了に伴い、別紙のとおり任命するため提出するものです。次のページをご覧ください。1番としまして任命するもの、議会から大関議員ほか9名でございます。今回人が変わりましたのは、体育協会の大島会長、本間副会長。それと下から3行目の学校長会の海老原校長。PTA連絡協議会の鈴木副会長4名が改選となっております。備考欄の関係団体に変更はございません。2番としまして、任命期間は令和2年7月1日から令和4年6月30日となっております。説明は以上です。

今泉教育長 只今、事務局より説明がございましたが、「笠間市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第32号 笠間市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後2時20分閉会を宣す。

8, 議決事項

議案第 3 0 号	笠間市立学校管理規則の一部を改正する規則について	可決
議案第 3 1 号	笠間市学校給食費取扱規則の一部を改正する規則について	可決
議案第 3 2 号	笠間市スポーツ推進審議会委員の任命について	可決